

最高裁、平成一六年（行ヒ）第三四号、一六・六・二九決定

申立人兼同中央労働委員会補助参加人 X1 外個人 18 名

申立人兼相手人 中央労働委員会

相手方兼同中央労働委員会補助参加人 朝日火災海上保険株式会社

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成一三年（行コ）第二〇九号不当労働行為救済命令取消、中央労働委員会命令取消請求事件について、同裁判所が平成一五年九月三〇日に言い渡した判決に対し、申立人兼申立補助参加人らから上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

（主文）

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人兼申立補助参加人の負担とする。

（理由）

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法三一八条一項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

最高裁判所第三小法廷